

市民委員会資料④

3 所管事務の調査（報告）

(4) 第2期川崎市文化芸術振興計画（案）に関するパブリックコメント手続について

- 資料1 川崎市文化芸術振興計画の第2期計画策定について
- 資料2 第2期文化芸術振興計画（案）の概要
- 資料3 第2期文化芸術振興計画（案）の策定に対する意見募集について
- 資料4 第2期川崎市文化芸術振興計画（案）
- 資料5 今後のスケジュール

市民・こども局

（平成25年12月12日）

川崎市文化芸術振興計画の第2期計画策定について

文化芸術振興計画とは

川崎市文化芸術振興計画は、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に策定したもので、「川崎市文化芸術振興条例」に位置付けられているものです。

【文化芸術振興条例】※平成17年4月1日から施行
第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画を策定するものとする。

計画の役割

- 市の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進
- 川崎市が進める事業の取組に文化的視点を反映させることによる文化芸術を活用した魅力的なまちづくりの推進
- 市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるような環境の整備

計画期間

平成26年4月から概ね10年間

策定のプロセス(市民意見の反映)

- 川崎市市民アンケートの実施(平成25年7月～8月)
「文化・芸術の振興について」※標本数 3,000 有効回収数 1,407
- 文化団体への説明(平成25年8月～10月)
市内の文化団体に対し、「川崎市文化芸術振興計画の改定」について情報提供を行い、その方向性や課題などについて意見をいただいた。
※22団体 約330人に説明
- パブリックコメントの実施(予定:平成25年12月～平成26年1月)
第2期川崎市文化芸術振興計画(案)を示して、市民から意見をいただく。
- 文化芸術振興会議からの意見聴取
市長の附属機関である文化芸術振興会議(学識経験者や市民委員で構成)で随時、計画案を示し意見をいただく。

第2期計画策定の基本的考え方

第1期計画期間中の取組の検証(成果)

文化芸術振興に関わる関係局区のこれまでの取組結果を取りまとめ、成果の検証を行った。

主な成果

- 都市イメージの向上
H24年度「音まち」の実感度 市民61.3%、隣接都市 38.9%
【文化団体意見】「音楽のまち・かわさき」による都市イメージの向上
- 地域の賑わいの創出
毎日映画コンクール表彰式を活用した地域イベントの実施、アジア交流音楽祭とアジアフェスタの同時開催(H24 9万人来場)など
- 企業・文化団体との連携の推進
MJF・ジャパン・イン・かわさきや、アルテリッカしんゆりなどのほか、各区での取組など様々な事業における企業・文化団体等との連携の推進
- 情報共有とネットワークの構築
「総合文化団体連絡会」や「音楽のまち・かわさき」推進協議会、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの活動を通じた、多様な主体によるネットワークの構築と連携
- 教育現場での取組の推進
ジュニア音楽リーダー育成事業や子どもの音楽の祭典等、同世代と練習、競演し、技術を磨く機会の提供や、教育現場における映像制作活動の支援による、映像に関する人材育成と映像を通じた教育などの取組の推進
- ボランティア育成と活躍の機会の提供
アルテリッカしんゆり、MJF・ジャパン・イン・かわさきなど、各イベントでの市民向け講座の開催による市民ボランティア育成と活躍機会の提供
(例:アルテリッカのボランティアH21 9人 ⇒ H25 102人)

第1期計画期間中の取組の検証(第2期計画への意見)

第2期計画策定に向け、文化芸術振興に関わる関係局区や市内文化団体等から意見聴取を行った。

- 関係局区等からの主な意見
 - 文化芸術を活用したまちづくりの一層の推進による都市ブランドの形成
 - 川崎のイメージ向上と市民の地域への愛着度の向上に向けた取組の推進
 - 文化団体、大学、企業、NPO団体などと行政の連携による文化振興の推進
 - 地域の文化資源を踏まえた文化施策の推進
 - 市民ボランティアの一層の充実と参加機会の拡大
 - 劇場法の趣旨に沿った取組や施設間連携の推進
- 文化団体等からの主な意見
 - まちづくりを視点に据えた文化芸術の推進
 - 画一的ではない、地域特性や個別の事情に配慮した支援や協力体制の構築
 - 学校と文化団体との交流等、子どもたちが生の文化芸術に触れる機会の充実
 - 団体同士の連携や相乗効果を図る施策の充実
 - 様々な環境の方々が、文化芸術に参加しやすくなるような取組
 - 市民にとってわかりやすい情報発信
- 【市民アンケートから】
 - 芸術家や文化にかかわる人などを育てたり、支援するためには、どのようなことが必要か
 - ① 子どもや青少年が、様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供 … 54.6%
 - ② 小・中学校等における教育の充実 … 46.8%

第2期計画で取り組むべき課題の設定

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、市民アンケートや文化団体からの意見を参考に第2期計画で取り組むべき課題を設定。

- まちづくりを主眼に据えた文化芸術振興の推進
- 地域の文化資源を踏まえた特色ある文化芸術振興施策の推進
- 「川崎の文化」の効果的な発信
- 「川崎の文化」を支える人材の育成
- 「川崎の文化」を支えるネットワークの育成
- 文化芸術活動を支える文化施設の効果的な運営
- 市民が文化芸術に触れる機会の充実
- 文化芸術活動への市民参加の促進

設定した課題に対応するため、第2期計画において基本目標の設定を行う

第2期文化芸術振興計画(案)の概要

第1章 第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方

1 計画改定の経緯

- 平成13年12月「文化芸術振興基本法」制定
 - 平成17年4月「川崎市文化芸術振興条例」施行
 - 平成20年3月「川崎市文化芸術振興計画」策定(平成20年度～平成25年度)
- 計画の改定にあたっては、第1期計画策定後の様々な状況変化や第1期計画期間の取組の検証、課題の把握等を行い、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的として策定します。

2 本計画で対象とする文化芸術

文化芸術振興基本法に例示された「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽」「文化財」のほか、文化芸術の幅を広く捉え、例示されていない分野についても対象とします。

3 第2期計画の特色

(1) 「川崎の文化」の推進

川崎が持つ世界に誇る文化施設や、地域の伝統文化などの豊富な文化資源を「川崎の文化」として育て、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上を図り、地域への愛着をより高めていきます。

(2) 重点施策の設定

第2期計画において重点的に取り組む「重点施策」を設定し、それぞれに達成指標を設けることにより、計画の進捗状況を管理していきます。

4 計画期間

計画の期間を概ね10年間とし社会情勢の変化などを見据えながら、一定期間をめぐりに検証・見直しを行うこととします。

5 他計画等との関係

- (1) 川崎市文化財保護活用計画との関係
「川崎市文化財保護活用計画」と互いに整合性・関連性を持ちながら策定します。
- (2) その他関連計画等
「産業」、「観光」、「教育」、「シティーセールス」等、各分野別計画と連携し、互いに関連性を持ちながら総合的に文化芸術の振興を図ります。

6 基本方針

- 基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
 - 基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重
 - 基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
 - 基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進
- 川崎市文化芸術振興条例の理念に基づいたものであり、第2期計画を策定するうえでの基本的な方針とします。

第2章 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

1 川崎の文化芸術の歴史・背景

農村等の生活に密着した伝統文化や、街道・宿場町としての歴史、産業都市として栄えた川崎の歴史を背景にした文化芸術が生まれました。

2 文化芸術を活用したまちづくり

豊富な地域資源を背景にした「音楽のまちづくり」や、「映像のまちづくり」など、文化芸術を活かしたまちづくりによる文化都市へのイメージの転換

3 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

社会環境・生活スタイル等文化を取り巻く環境の変化や、今後求められる役割に対応した、新たな川崎の文化芸術振興の方向性を示します。

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

第3章 第2期計画の取組

【基本目標】

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像、地域固有の伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を国内外に向けて発信することにより、文化都市としての都市イメージの向上や地域への愛着の増進を図ります。

基本目標2 人材育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるため、人材の発掘やその支援を通じ、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進します。また、人材、企業、文化団体等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化活動の振興を図り、地域の活性化に繋がっていきます。

基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができるよう、ホールや美術館等の文化施設を効果的に運営していくとともに、誰もが文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりに繋がっていきます。

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

- 音楽によるまちづくり
- 映像によるまちづくり
- アートによるまちづくり

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

- 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり
- 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信
- 多摩川を活用したまちづくり
- 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり
- 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

- 国内外への魅力発信
- 文化交流の推進

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

- ボランティアの育成と活躍機会の拡充
- 若手芸術家等の育成支援
- 青少年が文化芸術に触れる機会の充実

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

- ネットワークづくりの推進
- 文化芸術の産業への活用
- 文化芸術活動の連携の促進

施策1 文化施設等の効果的な運営

- 劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- 施設間の連携・協力
- 文化施設等のアウトリーチ活動の充実
- バリアフリープログラムの推進
- 専門人材の養成
- 修繕計画の策定

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

- 身近に文化芸術に触れる機会の充実
- 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

- 文化芸術活動を行う環境の拡充
- 文化芸術活動を行うための情報の整備
- 文化芸術活動を発表する場の提供
- 様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供

これからの川崎の文化の方向性を踏まえた重点施策の設定

重点施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

川崎の持つ世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。

重点施策 2 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化の担い手を育てていきます。

重点施策 3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

小さな子どもを連れた方や高齢の方、障がいのある方などにも、身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。

第4章 文化関連施設

1 文化関連施設に求められる役割

- (1) 文化芸術の創造拠点
- (2) 市民の活動拠点
- (3) 川崎市の魅力発信拠点

第5章 計画の推進にあたって

1 文化芸術振興の担い手

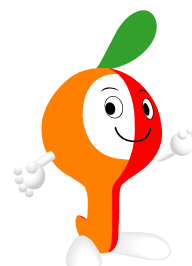
文化芸術の振興には、行政だけではなく市民や文化団体、大学、企業など、様々な主体がそれぞれ、連携・協力しながら進めて行く必要があります。

2 計画の推進と評価

- (1) 計画の進行管理・評価の体制
 - ・文化芸術振興会議
(市民委員、学識委員で構成する市の附属機関)
 - ・(仮称)文化芸術振興検討委員会
(庁内体制の整備)
- (2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント
文化芸術振興会議により文化アセスメントを実施し、施策の進捗と方向性を評価・検証します。
- (3) 計画の年度管理
計画の進捗について、(仮称)文化芸術振興検討委員会で調査・点検し、進捗状況を管理していくとともに、改善に繋がっていきます。
- (4) 計画期間中の中間見直しについて
社会情勢の変化などを見据えながら、一定期間をめぐりに検証・見直しを行うこととします。

計画の推進・検証・進行管理

第2期文化芸術振興計画（案）の策定に対する 意見募集について



川崎市文化芸術振興計画（第1期計画）は、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に平成20年度から平成25年度までを計画期間として策定されました。平成25年度末に第1期計画の計画期間が終了するため、第1期計画期間中の取組を検証し、その成果と課題を踏まえたうえで今後の川崎市の文化芸術振興施策の基本となる第2期文化芸術振興計画を策定いたします。

策定にあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の御意見を募集します。

■意見の募集期間

平成25年12月18日（水）から平成26年1月20日（月）まで ※当日必着

■案の閲覧場所

川崎市市民・こども局市民文化室、各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、
情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、市民館、図書館

※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「市民・こども局 市民文化室」に提出してください。

※ 意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所市民・こども局 市民文化室あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎東館3階）
- (3) F A X 044-200-3248
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 御意見に対する個別の回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページ上にて公表します。電話や口頭でのご意見の提出は御遠慮ください。

■お問い合わせ

川崎市役所市民・こども局 市民文化室 電話 044-200-2029

第 2 期川崎市文化芸術振興計画

平成 26 (2014)年度～平成 35 (2023)年度

(案)

年 月
川崎市

目次

第1章	第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方	1
1	計画改定の経緯	1
2	本計画で対象とする文化芸術	1
3	第2期計画の特色	1
4	計画期間	2
5	他計画等との関係	2
6	基本方針	3
第2章	これからの川崎の文化芸術振興の方向性	4
1	川崎の文化芸術の歴史・背景	4
2	文化芸術を活用したまちづくり	4
3	これからの川崎の文化芸術振興の方向性	6
第3章	第2期計画の取組	7
1	第1期計画の成果・課題と第2期計画の方向性	7
2	基本目標と施策展開	10
3	重点施策	23
第4章	文化関連施設	24
1	文化関連施設に求められる役割	24
第5章	計画の推進にあたって	26
1	文化芸術振興の担い手	26
2	計画の推進と評価	28

第1章 第2期文化芸術振興計画の基本的な考え方

1 計画改定の経緯

川崎市は、平成13年12月に策定された「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、平成17年4月に文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を施行しました。

振興条例において、文化芸術は都市生活の質を高める重要な役割を担うものであり、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源であると位置付けています。

この振興条例の趣旨に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み等を定めることを目的に、平成20年3月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画は、平成20年度から平成25年度の6年間を計画期間として策定したものです。

平成26年度からの「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）は、第1期計画策定後の様々な状況変化や第1期計画期間の成果の検証、課題の把握等を行い、各施策分野に文化的視点を取り入れた取組を行うことにより、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に策定します。

2 本計画で対象とする文化芸術

本計画における「文化芸術」は、文化芸術振興基本法「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策」に例示された「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽」「文化財」のほか、文化芸術の幅を広く捉え、基本法に例示されていない分野についても本計画の対象といたします。

また、産業や観光及び福祉など他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図っていきます。

3 第2期計画の特色

(1) 「川崎の文化」の推進

川崎は、産業遺産、各地域の特色を受けて生まれた伝統文化などの豊富な文化資源を有しているとともに、世界的な評価を受けている「ミューザ川崎シンフォニーホール」や、「藤子・F・不二雄ミュージアム」、「岡本太郎美術館」などの文化資源を活かしたまちづくりを進めてきました。これらの川崎の文化資源や取組を「川崎の文化」として育て、国内外へ積極的に発信していくことに

より、国際的な文化都市として都市イメージの向上を図るとともに市民の地域への愛着をより高めていきます。

(2) 重点施策の設定

第2期計画において重点的に取り組む施策を「重点施策」として設定し、それぞれに達成指標を設け、施策の進捗状況を管理していきます。

4 計画期間

平成26年4月から概ね10年間

文化芸術を振興するうえで、中長期の目標を設定し、一貫した目標のもとで継続した取組を行っていきます。

第2期計画については、計画の期間を概ね10年間とし、社会情勢の変化などを見据えながら、一定期間をめどに検証・見直しを行います。

5 他計画等との関係

(1) 川崎市文化財保護活用計画との関係

本市では、文化財の調査や保護活用に関する計画として、平成26年3月に「川崎市文化財保護活用計画」を策定します。

「川崎市文化芸術振興計画」では、文化財の調査や保護活用の取組を含みますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保護活用について、その行政目的や方向性などの詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持ちます。

(2) その他関連計画等

文化芸術をまちづくりに繋げていくためには、文化芸術施策だけでなく、「産業」や「観光」、「教育」、「福祉」、「シティセールス」等様々な施策分野の計画と連携しながら総合的に文化芸術の振興を図っていきます。

6 基本方針

振興条例の理念に基づき、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、本市の文化芸術の振興を図り、文化芸術を通じた創造力、人の交流、資源の活用などによるまちづくりを行い、地域の活性化と市民の誰もが生き生きと豊かに暮らせるまちを目指すため、基本方針を設定しました。

基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進

文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくります。

基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重

市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法などの必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。

基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり

市民、企業、文化団体や大学などが、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれの立場で役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。

基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統などに触れるための情報発信と人的交流を進めます。

第2章 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

1 川崎の文化芸術の歴史・背景

川崎市の歴史は古く、およそ3万年前には人類が定住したと考えられており、宮前区の鷲ヶ峰遺跡等が知られています。その後、縄文時代を経て、弥生時代には稲作を中心とした集落郡が形成され、以降、多摩川や鶴見川などの豊富な水と肥沃な土地を元に、穀倉地帯として栄えてきました。鎌倉時代に入ると、多摩丘陵は幕府にとって武蔵野台地を一望できる要所とされました。現在でも、平の白幡八幡大神などの源氏ゆかりの社寺や、鎌倉古道など、当時の面影がうかがえる場所があります。

江戸時代に入ると、東海道の宿駅として川崎宿が設置されたほか矢倉沢往還（大山街道）などの脇往還の整備も進み、これらの街道の宿場や川の渡し場を中心とした地域が活況を呈しました。川崎大師への参詣客などで賑わった東海道川崎宿のほか、中原街道沿いに小杉御殿のあった小杉村、大山参りで賑わった矢倉沢往還（大山街道）沿いの二子・溝の口村、津久井道沿いの登戸村など現在の市域を形成する元となりました。また、二ヶ領用水が開削され、用水路の整備が村々の発展に大きく寄与し、街道の街並みや用水路など当時を偲ぶ史跡が市内には数多く残されています。

明治末から大正・昭和にかけて、市内には大小様々な工場が建設され、日本の製造業を牽引してきました。それと同時に多くの人々が就労のために国内外から集まり、沖縄の伝統芸能など多様な市民による文化芸術が継承されています。また、昭和を支えた川崎のまちの記憶は、数多くの産業遺産として市内各所に残されています。

こうした古くからの人々の日々の営みの中で、生活・風土と結びついた地域性の色濃い演劇や舞踊などの民俗芸能が生まれ、住民自らが伝承していくことにより、菅や初山、小向などの獅子舞や新城の囃子曲持、諏訪の祭囃子など、市内各地に郷土色豊かな民俗芸能が残されています。現在でも多くの方々が保存・普及に力を注いでおり、地域のまつりなどで往時の文化芸術に触れることができます。

川崎市のこうした歴史的発展の過程で、様々な文化芸術が生まれ育ち、現在まで継承されてきました。一方で、近年の生活様式の変化に伴い、これらの伝統文化の次世代の担い手不足が課題となっており、市民が身近にこうした文化芸術に触れる機会を作っていくことが求められています。

2 文化芸術を活用したまちづくり

産業都市として発展してきた川崎ですが、世界有数の音響を誇るミュージア川崎シンフォニーホールや、劇場と映像ホールを備えたアートセンターの整備のほか、岡本太郎美術館や市民ミュージアム、かわさき宙とみどりの科学館、日本民家園、藤子・F・不二雄ミュージアムなどの美術館・博物館施設などの数多くの文化施設が

整備され、文化芸術活動や人材育成、魅力発信の拠点となっています。川崎の特色である産業界においても、企業博物館や工場見学などの社会貢献活動を積極的に行っている企業が多数存在します。また、民間の取組により臨海部で大規模な音楽イベントが開催されるなど、これらの取組は川崎のPRと魅力の発信に繋がってきました。

また、市内各地においては、文化協会を始めとした様々な地域の文化団体が結成され、こうした団体の活動や団体同士の連携が、市民の文化芸術活動に広がりと深みを与えてきました。

こうした豊富な地域の文化資源と企業や地域団体が連携した活動が活発化し、文化芸術を観光や地域の活性化に繋げて行く取組が進められています。また、ミュージアム川崎シンフォニーホールを軸に2つの芸術大学など様々な地域主体とともに進めてきた「音楽のまちづくり」や、日本唯一の映画単科大学など豊富な映像関係主体とともに進めてきた「映像のまちづくり」、新百合ヶ丘周辺の大学、文化施設、地域団体等と協力して進めてきた「アート of まちづくり」など、文化芸術をまちの魅力の発信などに活かし、まちづくりに繋げていく取組が進められ、川崎のまちのイメージは文化都市へと大きく変わってきました。

今後も、文化芸術の担い手を育て、市民が愛着を持てる文化芸術を活用したまちづくりを推進していきます。

【文化芸術を活用したまちづくりの一例】

「音楽のまち・かわさき」の推進

川崎市には、2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラや100を超える市民合唱団など多彩な市民の音楽活動、さらには、豊富な人材など多様な地域資源があり様々な活動が行われています。

それら地域資源と世界的な音響を備えたミュージアム川崎シンフォニーホールや市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団との関わりを創ることで、都市イメージの向上や良質な音楽の提供、地域の活性化といった、音楽活動に新たな価値を創造してきました。

さらに、首都圏の立地の優位性が、知名度のあるイベントの開催や新たな企業・商業施設の進出につながり、川崎のブランド力が高まるなど、相乗的な効果が次々と波及していく好循環な音楽のまちづくりを推進しています。

「映像のまち・かわさき」の推進

川崎市には4つのシネマコンプレックスがあり日本最大級の客席数を有するとともに、市民ミュージアムやアートセンターといった公共の上映施設のほか、民間の映像スタジオがあります。

また、本市は、多摩川に沿った細長い地形をしており、臨海部の工業地帯から多摩丘陵の豊かな自然、オフィス街、住宅街といった様々な風景があり、また、首都圏に位置することから、映画やテレビドラマ等の撮影希望が多く、ロケ地として多くの利用がされています。

さらに、日本で唯一の映画の単科大学である日本映画大学や、地域での映像・映画制作のワークショップ、一部の市内小・中学校では映像制作活動を活用した授業が行われるなど、映像に関わる教育や人材育成が様々な主体によって実施されています。

3 これからの川崎の文化芸術振興の方向性

近年、社会環境・生活様式の変化により、文化芸術活動を取り巻く環境は大きく変わってきました。特にインターネット環境の発達が目覚しく、容易に世界に向けて情報を発信することができるようになりました。日本の漫画、アニメなどの新しい文化芸術や、伝統文化が世界各国に広がり、「クール・ジャパン」として世界中で評価されるとともに、日本のこれからの経済や観光の一つの柱となりつつあります。東京オリンピックの開催が決まり、世界中から日本の文化芸術への注目が高まっている中、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良い川崎市は、「川崎の文化」を積極的に発信していくとともに、産業や観光など様々な分野に取り入れ、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることで、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

こうした文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、継続的な取組とこれらを支え文化芸術活動を行う人や、文化芸術を楽しむ人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば青少年が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、青少年の感性を育てていくことなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手を育てていくことが重要です。

また、誰もが手軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作っていく必要があります。小さな子どもを育てている方や高齢の方、障がいのある方など、より多くの方が文化芸術の楽しさを享受できる取組を進めていきます。

<目指すまちの姿>

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

第3章 第2期計画の取組

第1期計画の成果や課題等をふまえ、第2期計画で取組む課題と対応する基本目標や施策を設定し、計画的に文化芸術の振興を図ります。また、第2章で掲げたく目指すまちの姿>を実現するために重点施策を設定します。

1 第1期計画の成果・課題と第2期計画の方向性

(1) 第1期計画の成果

第1期計画では、文化芸術の振興を中心とした魅力あるまちづくりの推進を目標に取り組み、以下のような成果を上げることができました。

ア 都市イメージの向上

音楽のまちづくりや映像のまちづくりの推進などによる、川崎市の魅力や都市イメージ向上と観光分野への活用等の推進

イ 地域の賑わいの創出

毎日映画コンクール表彰式を活用した地域イベントの実施や、アジア交流音楽祭とアジアンフェスタの同時開催など、地域の賑わい創出への寄与

ウ 企業・文化団体との相互連携の推進

モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさきや、アルテリッカしんゆり、KAWASAKI しんゆり映画祭などのほか、各区での地域連携事業など、企業・文化団体等との相互連携の推進

エ 市民主体の文化芸術活動の充実

市民主体の文化芸術活動や文化団体等による自主的な文化芸術活動及び団体同士の連携、伝統的な文化芸術の承継と被災地への支援等、地域間の連携交流の促進

オ 川崎市及び地域の魅力の発信

映画やテレビドラマ等の映像制作のロケ支援の実施による、本市の魅力発信と、生田緑地4館の連携強化など、地域における文化資源の連携による地域全体の魅力発信の促進

カ 情報共有とネットワークの構築

「総合文化団体連絡会」や「音楽のまち・かわさき」推進協議会、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの活動を通じた、多様な主体によるネットワークの構築と連携

キ 学生や若手芸術家の活躍の場の創出

海外友好姉妹都市との市内学生の文化芸術の交流、市民ミュージアムや岡本太郎美術館における若手芸術家による企画展の開催など、学生や若手芸術家の活躍の場の創出

ク 教育現場での取組の推進

ジュニア音楽リーダー育成事業や子どもの音楽の祭典等、同世代と練習、競演し、技術を磨く機会の提供や、教育現場における映像制作活動の支援による、映像に関する人材育成と映像を通じた教育などの取組の推進

ケ 活躍の機会の提供によるボランティアの拡充

アルテリッカしんゆり、モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさきなど、各イベントでの市民向け講座や活躍機会の提供による市民ボランティアの拡充

コ 文化アセスメントによる事業の検証・改善と進行管理

文化芸術振興会議が市の事業に対して文化アセスメントを実施し、その提言内容について市が検証・改善を図るPDCAサイクルの構築

(2) 第2期計画の方向性

第1期計画期間での取組の成果を踏まえ、今後の一層の文化芸術振興を目指すための課題の検証を行い、課題に対応する3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を設定しました。

【課題】

A まちづくりを主眼に据えた文化芸術振興の推進

- ・「音楽のまち」「映像のまち」などこれまで取り組んできたまちづくりを主眼とした文化芸術振興の取組を、今後も継続して様々な主体と連携し、地域や産業の活性化につながる取組を推進していくこと。

B 地域の文化資源を踏まえた特色ある文化芸術振興施策の推進

- ・文化資源や団体及び文化発信を行う企業など、それぞれの地域の特色を活かした取組を推進すること

C 「川崎の文化」の効果的な発信

- ・「川崎の文化」の国内外への発信
- ・地域や国を超えた連携の推進

D 「川崎の文化」を支える人材の育成

- ・人材育成事業の参加者が、事業の担い手となっていくような好循環の仕組みづくり
- ・市民ボランティアの一層の充実と参加機会の拡大
- ・将来の川崎の文化芸術を担う青少年が文化芸術に触れる機会の充実

E 「川崎の文化」を支えるネットワークの育成

- ・芸術家や住民ボランティアのネットワーク化の推進
- ・市民と、場所や活動団体等の情報を結びつける機能の充実
- ・多様な文化芸術活動主体との連携と役割分担

F 文化芸術活動を支える文化施設の効果的な運営

- ・劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- ・施設間の連携・協力
- ・誰もが鑑賞しやすい環境の整備

G 市民が文化芸術に触れる機会の充実

- ・誰もが文化芸術を享受できる機会の提供

H 文化芸術活動への市民参加の促進

- ・文化芸術振興の担い手である市民や文化団体が積極的に文化芸術活動に参加できる環境の整備

【基本目標】

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を国内外に向けて発信することにより、文化都市としての都市イメージの向上や地域への愛着の増進を図ります。

基本目標2 人材育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるため、人材の発掘やその支援を通し、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進します。また、人材、企業、文化団体等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図り、地域の活性化に繋がっていきます。

基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができるよう、美術館やホール等の文化施設を効果的に運営していくとともに、誰もが文化芸術を楽しめる機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりに繋がっていきます。

基本目標を達成するための施策

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

- 音楽によるまちづくり
- 映像によるまちづくり
- アートのまちづくり

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

- 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり
- 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信
- 多摩川を活用したまちづくり
- 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり
- 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

- 国内外への魅力発信
- 文化交流の推進

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

- ボランティアの育成と活躍機会の拡充
- 若手芸術家等の育成支援
- 青少年が文化芸術に触れる機会の充実

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

- ネットワークづくりの推進
- 文化芸術の産業への活用
- 文化芸術活動の連携の促進

施策1 文化施設等の効果的な運営

- 劇場法の趣旨に沿った取組の推進
- 施設間の連携・協力
- 文化施設等のアウトリーチ活動の充実
- バリアフリープログラムの推進
- 専門人材の養成
- 修繕計画の策定

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

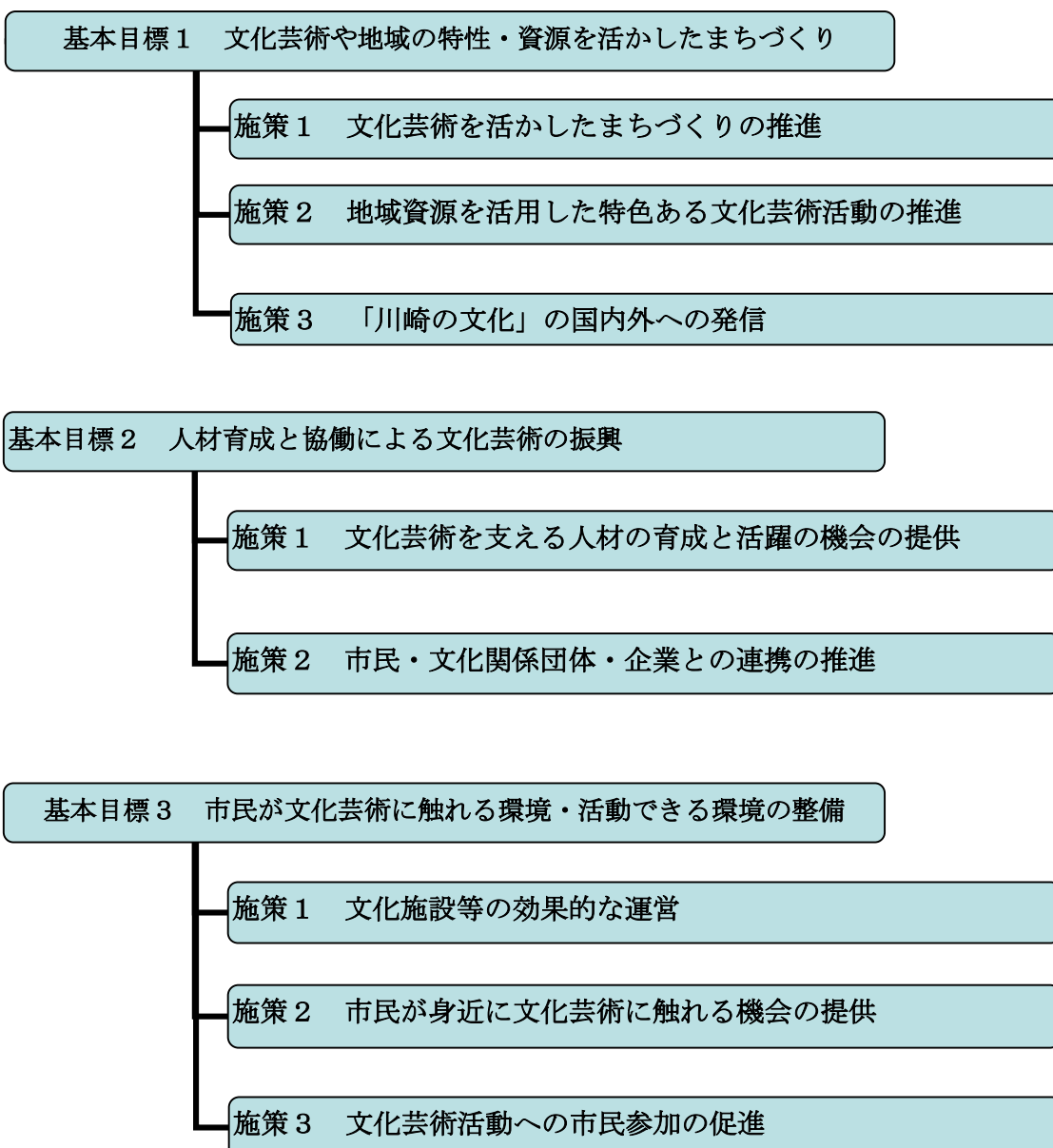
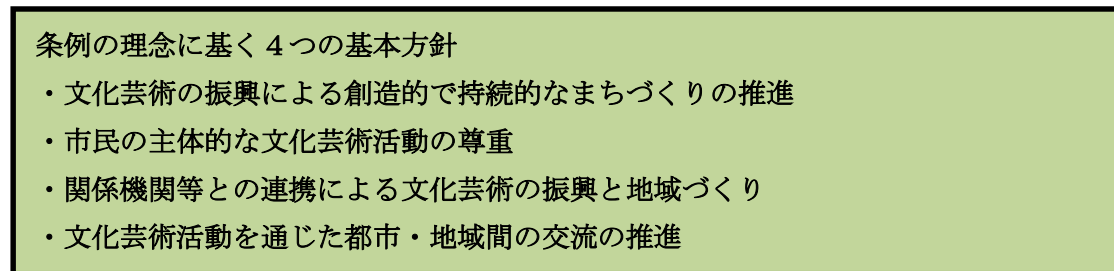
- 身近に文化芸術に触れる機会の充実
- 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

- 文化芸術活動を行う環境の拡充
- 文化芸術活動を行うための情報の整備
- 文化芸術活動を発表する場の提供
- 様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供

2 基本目標と施策展開

【施策体系図】



文化芸術の振興により、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、第2期計画の基本目標を達成するための具体的な取組を行っていきます。

(1)基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

川崎市には、様々な文化芸術分野で活動する人や多くの文化関連施設、教育機関があり、豊富な資源を活かしたまちづくりが可能となっています。南北に長い地形の中には7つの区があり、それぞれの地域において特色のある伝統的な文化芸術が受け継がれており個性豊かな地域性を有しています。また、「音楽のまちづくり」や「映像のまちづくり」など、文化芸術を活かしたまちづくりが進むなど、新たな文化芸術の形成も注目されています。

本市では、音楽や映像、歴史や伝統文化など、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を国内外に向けて発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージのさらなる向上を図ります。

施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりに繋げることにより、人々の生活に潤いの溢れる、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組	取組の概要
音楽によるまちづくり	<p>老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽のまちづくりの裾野を広げていくとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設やまちなかなど、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供 ○ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、フランチャイズオーケストラ等による質の高い音楽の提供

	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の取組による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベントなどの開催支援 ○市内音楽大学との連携による、学生の発表の機会や、人材育成の推進 ○「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家のマッチング機能の充実及び地域活性化 ○小さな子どもや障がいのある方、高齢の方などが気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進
<p>映像によるまちづくり</p>	<p>日本映画大学や4つのシネコンなど、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、青少年が映像等に触れ、学ぶ機会を増やすことにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。</p> <p>また、川崎の歴史や文化芸術などを映像としてアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するとともに、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「映像のまち・推進フォーラム」を中心とした、企業や大学、映像関係者とのマッチング機能の充実及び地域活性化 ○小学校への映像教育や映像制作のワークショップの開催 ○川崎の近現代の風景や建物、資料等のアーカイブ（記録の保存）化及び活用
<p>アートのまちづくり</p>	<p>音楽大学やホール、映画大学、アートセンターなどの文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。</p> <p>また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○しんゆり映画祭やアルテリッカしんゆりなど地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信 ○地域の文化芸術の振興を支える人材・ボランティアの育成

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿った南北に長い川崎は、それぞれの地域において特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきました。また、近世では産業の発展とともに企業が発信する文化等も生まれてきています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組	取組の概要
街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	<p>市内には、東海道のほか、その脇往還として賑わった矢倉沢往還（大山街道）、中原街道などが横断し、その宿場町や渡し場など、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東海道かわさき宿交流館による宿場町周辺の文化芸術の発信や、景観の形成 ○大山街道ふるさと館と地域住民・団体の連携による、地域の文化拠点としての館の活用推進、 ○大山街道周辺の景観やサイン整備 ○中原街道に残された景観や文化芸術を活用したまちの魅力発信
生田緑地を中心とした地域の魅力の発信	<p>生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の生田緑地4館連携による魅力発信 ○生田緑地サマーミュージアムの開催など、身近に生田緑地を楽しめる事業の展開 ○地域の商店街などと連携したまちの活性化推進
多摩川を活用したまちづくり	<p>多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。将来に向け、多摩川の景観を守っていくとともに、多摩川を活用した事業や渡し場などの歴史を伝えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター大師河原干潟館等の活用 ○多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催 ○多摩川景観形成ガイドラインに沿った景観誘導の推進

<p>地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり</p>	<p>市内には、地域の生活に根ざした数多くの歴史や伝統文化、文化財が現在に継承されています。これら文化財等を川崎市文化財保護活用計画に基づき保護し、後世に伝えていくとともに、積極的に魅力を市民に伝えていくよう活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財等の保護・活用の推進 ○各地域の民俗芸能等を活用した取組の推進 ○市民や青少年が文化財や民俗芸能に触れる機会の拡充 ○地域の考古、歴史、民俗資料の調査・収集・研究・公開
<p>企業・産業が産み出す文化芸術の活用</p>	<p>臨海部を始め、市内には多くの近代化遺産や産業文化財が存在します。また、市内の企業等が発信する文化芸術が川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、近代化遺産や産業文化財等に市民が気軽にアクセス・見学できる条件整備と仕組づくりや、新たな観光資源としての掘り起こしと活用を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開 ○工場夜景や企業博物館など、企業や産業が産み出す文化を活用した観光促進

施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

魅力的な川崎の文化芸術を育てるとともに、国内外に向けて発信することにより、都市イメージの向上や観光客の誘致を図り、個性と魅力が輝くまちづくりを進めていきます。

取組	取組の概要
国内外への魅力発信	<p>民間活力による音楽祭を含む質の高い音楽事業や、全国に発信できる魅力的な文化事業等を実施するとともにこれらの事業を、川崎市の魅力として国内外へ発信することにより、市内外から人々が集う、賑わいのあるまちづくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミュージア川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の展開による「音楽のまち・かわさき」の発信 ○民間主体による音楽祭などの文化芸術イベントの開催支援 ○かわさきハロウィンやアルテリッカしんゆりなど、川崎に根ざした魅力的な事業による全国発信 ○文化施設における様々な展覧会やイベントの開催 ○文化芸術を活用したシティプロモーションの効果的な展開
文化交流の推進	<p>海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信 ○文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援

(2) 基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるためには、文化芸術活動を支える人材や文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠です。川崎市では、これらの人材の発掘やその支援を進めるとともに青少年が様々な文化芸術に触れ、楽しむ環境を作ることにより、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進し、持続的に文化芸術が発展していくまちづくりを進めていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図るとともに、地域の活性化に繋げていきます。

施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う青少年が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組	取組の概要
ボランティアの育成と活躍機会の拡充	文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加など役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。 ○ボランティア育成講座の開催 ○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の幅の拡大
若手芸術家等の育成支援	文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。 ○文化施設での若手の芸術家が発表する機会の提供 ○若手芸術家によるワークショップの開催 ○市内の音楽大学や映画大学と連携した学生や卒業生の演奏・発表の場の設定

<p>青少年が文化芸術に触れる機会の充実</p>	<p>青少年が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動を行う青少年への支援を充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京交響楽団などと連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進 ○地域の文化団体や伝統芸能と学校教育との連携の推進 ○青少年が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供 ○市内の音楽大学等と連携した青少年の文化芸術活動への支援 ○美術館・博物館等での教育的事業の展開
--------------------------	--

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な活動主体があります。第1期計画期間中に、これら活動主体や行政が連携した文化芸術活動が大きく進みました。今後も相互の情報の共有化を進め、総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組	取組の概要
ネットワークづくりの推進	<p>文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルの芸術家が交流できる場所を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行っていきます。</p> <p>○「音楽のまち・かわさき推進協議会」や「映像のまち推進フォーラム」などによる、企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進</p> <p>○文化施設等における芸術家同士の交流・相互発信の場の提供</p>
文化芸術の産業への活用	<p>文化芸術を貴重なコンテンツとして産業や福祉など様々な分野に活用することにより、新たな産業や付加価値を創出していきます。</p> <p>○コンテンツ産業など、産業経済に文化芸術を活用する取組の検討</p> <p>○産業に産業デザインなどの文化的な視点を取り入れることにより新たな付加価値を創出する取組の検討</p>
文化芸術活動の連携の促進	<p>市民や文化団体、大学、企業等様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。</p> <p>○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進</p>

(3) 基本目標 3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

市内では、音楽や絵画などの多様な文化芸術活動や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など多様な活動が行われており、美術館やホール等の文化施設で鑑賞や発表などの文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより「魅力と自信にあふれたまちづくり」を進めていきます。

施策 1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組	取組の概要
劇場法の趣旨に沿った取組の推進	<p>平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下劇場法という）が施行され、平成25年3月には指針が示されました。指針の中で、劇場、音楽堂の設置者又は運営者は、「運営方針の明確化」や、「質の高い事業の実施」、「専門的人材の要請・確保」などに取り組むことが示されました。劇場法の趣旨を踏まえ、より魅力的な施設として機能するよう取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミュージア川崎シンフォニーホールにおける取組の推進 ○アートセンターにおける取組の推進
施設間の連携・協力	<p>施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化施設相互の連携の拡充
文化施設等のアウトリーチ活動の充実	<p>文化施設の魅力等について、館の内部だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アウトリーチ公演等の実施 ○美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進

<p>バリアフリープログラム の推進</p>	<p>子ども連れの方、高齢者、障がいのある方などにも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者向けの手話ツアーによる美術館鑑賞など、バリアフリープログラムの推進 ○邦画の字幕上映、集団補聴システム導入など、障がいのある方が鑑賞しやすい環境の整備 ○幼児や子ども連れの方が気軽に鑑賞できる親子向けプログラムの充実
<p>専門人材の養成</p>	<p>施設従事者に関する幅広い専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成などを実施します。</p>
<p>修繕計画の策定</p>	<p>施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画を策定し、計画的な修繕を行っていきます。</p>

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、ホール等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組	取組の概要
身近に文化芸術に触れる機会の充実	区役所のロビー等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や音楽会を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。 ○商業施設等の協力による、身近な場所での音楽鑑賞の機会創出 ○各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会など、地域での発表と鑑賞の場の創出
誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	小さな子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方などに、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。 ○小さな子ども連れの方向けのプログラムの充実 ○市内の老人福祉施設や病院などへの巡回公演等の開催

施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

市民や地域で活動を行っている文化団体は、文化芸術活動の主要な担い手として、様々な活動に取り組んでいます。市民の文化芸術活動への参加を促進するため、活動を行える環境や、活動場所等の情報を手に入れられる環境の整備を行っていきます。

また、高齢者や障がいのある方が自ら文化芸術活動に参加できる機会を提供していきます。

取組	取組の概要
文化芸術活動を行う環境の拡充	<p>施設の有効活用を図るなど、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の施設や、民間施設等の有効活用の検討 ○ 文化施設の開放などによる、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大
文化芸術活動を行うための情報の整備	<p>文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動を行える場所等の情報提供の充実
文化芸術活動を発表する場の提供	<p>市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした情報の提供方法について整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンデパンダン展や川崎市美術展、各区文化祭の開催支援など、日頃の文化芸術活動の発表の場の提供 ○ アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供 ○ 文化芸術活動や発表を行える場所の情報提供の充実
様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供	<p>高齢者や障がいのある方など様々な方が文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シニアコンサートなど地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供 ○ 障がいのある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供

3 重点施策

基本目標を達成する上で特に重要な取組については、重点施策と位置付けて、取り組んでいきます。重点施策については、達成指標等を設定したうえで、進行管理を行っていきます。

重点施策 1

文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

ミューザ川崎シンフォニーホールなどの世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくとともに、これまで取組んできた文化芸術を活かしたまちづくりをさらに進めることにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。

重点施策 2

次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化芸術の担い手を育てていきます。

重点施策 3

バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

小さな子ども連れの方や高齢の方、障がいのある方などにも、身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。

第4章 文化関連施設

1 文化関連施設に求められる役割

市内には、文化芸術の創造・発信や地域の文化芸術活動の拠点となる施設があり、川崎市の文化芸術の振興において重要な拠点となっています。劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行など、それぞれの文化施設に期待される役割の幅も広がっており、文化芸術振興の拠点として重要性が増しています。

○文化芸術の創造拠点としての役割

音楽堂や劇場などの専門ホールや、美術館等については、各種公演や、作品の展示のみならず、運営に携わる人材や芸術家の育成、自ら企画する事業の実施などの機能が求められており、本市の文化芸術の創造拠点としての役割を担っていきます。

<主な施設>

ミュージア川崎シンフォニーホール、アートセンター、市民ミュージアム、岡本太郎美術館 能楽堂 等

○市民の活動拠点としての役割

地域において活発な文化芸術活動が行われるには、市民が自ら活動や練習を行い、発表し、また、それを身近に鑑賞できる場が不可欠であり、市民が主体となる活動の拠点としての役割を担っていきます。

<主な施設>

東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、市民プラザ、新百合ヶ丘トゥエンティワンホール、アートガーデン、男女共同参画センター、各区市民館 市民ミュージアム 等

○川崎市の魅力発信拠点としての役割

文化関連施設が魅力的な事業展開を行い、市内外に発信していくことにより、施設だけではなく、周辺地域の活性化や都市イメージの向上の中心拠点としての役割を担っていきます。

<主な施設>

ミュージアム川崎シンフォニーホール、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、かわさき宙と緑の科学館、日本民家園、市民ミュージアム等

地域には、公共の施設の他にも民間の企業や学校法人が運営している施設が市内に多数存在します。民間の施設については、民間事業者や団体の自主的な運営によるものですが、公共の施設と同様に市民の文化芸術活動の発展に大きな役割を果たしており、これらの施設の運営主体との連携や協力をしながら文化芸術振興施策を進めていきます。

<劇場、音楽堂等の活性化に関する法律>

市設置の主な対象施設：ミュージアム川崎シンフォニーホール、アートセンター

劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にすることや、国及び地方公共団体に取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進めることなどが定められました。

<劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針>

法律の施行を受け、平成25年3月に指針が示されました。

指針の中で、劇場、音楽堂の設置者又は運営者は、「運営方針の明確化」や、「質の高い事業の実施」、「専門的人材の要請・確保」などに取り組むよう指針が示されました。

第5章 計画の推進にあたって

1 文化芸術振興の担い手

文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等であり、文化団体、大学、学校、企業、NPO、文化ボランティアそして行政や各文化施設など多様な主体が、互いに連携し、協働していくことが、文化芸術の振興にとっても重要です。

○市民

市民の多様で主体的な文化芸術活動が川崎の文化芸術の中心となっています。また、文化芸術活動を行う方だけではなく、支える方や、鑑賞等により楽しむ方、それぞれが川崎市の文化芸術振興の一翼を担っています。

○文化団体

文化芸術活動を行う人々で構成される文化団体や各区文化協会及び文化芸術関係のNPO等は、それぞれの分野で活動に取り組むとともに、ネットワークを構築して、市内外への発信や市外の団体との連携による活動を推進しています。

<その他の文化団体の一例>

・「音楽のまち・かわさき」推進協議会

「音楽のまち・かわさき」推進協議会は、音楽を中心とした多様な市民の多彩な文化芸術、芸術活動の創造を通じた、活力とうるおいのある地域社会づくりを目指して活動しています。多彩な参加団体の持つネットワークを活用し、事業支援や情報発信により市内外で「音楽のまち・かわさき」の認知度を高め、「音楽のまちづくり」の基盤となっています。

・「映像のまち・かわさき」推進フォーラム

「映像のまち・かわさき」推進フォーラムは、市内の恵まれた映像資源によって営まれる様々な映像関連活動を中心として、それらの活動の参加者のネットワークの形成や、映像教育・人材育成の取組を支援するとともに、相互に連携し、川崎の魅力を効果的に発信することで、まちの魅力を高め、映像文化の振興、映像産業の発展に加え、次世代の映像文化芸術を担う子どもたちの育成を目指しています。

○文化芸術分野における専門家

文化芸術分野に関する専門家や芸術家などは、文化芸術を主体的に創

造、発信するとともに、地域と連携した活動などにより、産業やまちづくり等にアイデアや活力をもたらしています。今後とも自由で活発な創作活動や多様な才能の交流により、川崎の文化芸術の創造と発信を担っています。

○大学

市内には、文化芸術系の大学として、二つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学があるとともに、多くの大学が所在しています。これらの大学は、教育・研究機関としてのみでなく、文化芸術を振興するうえで、専門的な知識やノウハウを有しており、地域で様々な役割により文化芸術活動を担っています。

○企業等

川崎市には、企業や商工会議所等の産業界での文化芸術への取組が活発であり、これまでも企業博物館や工場見学などの社会貢献活動や、川崎商工会議所や商店街などによる取組などが行われてきました。様々な文化芸術イベントなどへの協働や協賛など様々な形で連携が推進されています。

○公益財団法人川崎市文化財団

公益財団法人川崎市文化財団は、アートガーデンかわさきを使った美術展の開催、川崎能楽堂における日本の伝統芸能である能の定期公演の開催、子どもから大人まで対象とした能楽教室・狂言教室の実施、川崎の郷土意識を醸成する歴史ガイドパネル事業など、公益性の高い事業を実施しています。また、新百合21ホールの運営、ラゾーナ川崎プラザソルの運営などを通じて市民文化の向上と新たな文化芸術の創造を目指した事業を展開しています。

○市

市民が文化芸術活動を行いやすい環境を整えるとともに、市民や市内の様々な文化団体等の連携を促進することにより、市民の主体的な文化芸術活動を支援していきます。

また、第2期計画により、計画的な文化芸術振興施策を展開することで、文化芸術活動を活かしたまちづくりを進めていくとともに、魅力的な「川崎の文化」を効果的に発信することにより、都市イメージの向上を図ります。

2 計画の推進と評価

計画期間内（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

(1) 計画の進行管理・評価の体制

○川崎市文化芸術振興会議

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第 9 条に基づき、平成 17（2005）年 10 月 1 日に設置され、川崎市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議などを行う外部組織であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。振興計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。

○（仮称）文化芸術振興検討委員会

計画の策定について検討してきた市内の検討委員会を基に（仮称）文化芸術振興検討委員会を設置します。

この委員会により、計画の進捗状況を管理するとともに市内の情報共有や連携、課題への対応を行っていきます。

(2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第 8 条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、振興計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興計画上の取組の成果や経過を評価することにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価システムであり、事業計画の取組に対する文化資源の取り入れなどの有効な活用を促進します。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術の振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの内容についての市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントの実施は、振興計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものであり、様々な分野に文化芸術を波及させることとなります。

(3) 計画の年度管理

振興計画における施策の進行管理のため、各施策ごとに位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進捗状況を管理していきます。

また、進行管理を行うだけでなく、（仮称）文化芸術振興検討委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつ

なげることにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。

(4) 計画期間中の中間見直しについて

文化芸術を効果的に振興していくには、社会情勢等、文化芸術を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。第2期計画においては、各施策ごとの事業の進捗状況に関して一定期間をめぐり検証したうえで、課題やニーズに対応した取組の見直しや再構築を行います。

参 考 資 料

1 計画改定の手続き

市民や文化団体及び企業は本市の文化芸術振興の重要な担い手であることから、市民アンケートや計画策定途上での説明・意見交換などを行いました。

(1) 市民アンケートの実施（7月～8月）

第1期計画の策定にあたり、平成19年度に市民アンケートを実施しました。今回の第2期計画の策定作業にあたり、第1期計画策定後のこれまでの「文化芸術の振興」と「文化芸術を活かしたまちづくり」の取組についての市民の意識を調査して、その結果を第2期計画の基本目標や方向性に反映するための、「文化・芸術について」をテーマとして市民アンケートを実施しました。

(2) 文化団体への説明（8月～10月）

川崎市には、文化団体の皆さんをはじめとして産業・観光の分野やNPO団体また大学など、多くの方々が文化芸術活動を行っており、そのことが川崎市の文化芸術を支えています。文化芸術振興計画の第2期計画をより良い形で策定するために、これらの方々へ第2期計画策定の考え方を説明し、意見交換やアンケートにより多くの意見などをいただきました。

(3) パブリックコメントの実施（12月～1月）

作成した第2期計画の素案によりパブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆さんから意見をいただき、計画策定に取り入れていきます。

※パブリックコメント手続とは、市民の生活にとって重要な行政計画、条例、審査や処分の基準を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度です。

(4) 文化芸術振興会議への意見聴取

文化芸術振興会議は、川崎市文化芸術振興条例にて設置された文化芸術の振興に関する市の附属機関です。計画の策定においては、随時、文化芸術振興会議から意見の聴取を行い、計画策定の参考としました。

2 文化団体との意見交換

市内では、文化団体や観光協会や大学及びNPO団体など、多くの方々が様々な文化芸術活動を行っており、そのことが川崎市の文化芸術を支えています。

このため、第2期計画の策定にあたり、市内の文化団体の方々から意見交換やアンケートにより御意見をいただきました。

(1) 意見交換やアンケートでいただいた御意見

3 川崎市の主な文化関連施設

○ミュージア川崎シンフォニーホール

川崎市は、市制80周年を迎えた平成16年に、川崎の魅力を育て、新しい都市イメージの創出を目指し、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりとまちのイメージアップを図るため、音楽による新たなまちづくりをスタートさせました。

「音楽のまち・かわさき」の推進は、本市の重要な施策の一つであり、ミュージア川崎シンフォニーホールは、その中核施設として平成16年7月にオープンしました。ホールが備える優れた音響性能をはじめ、首都圏交通網の要衝にある川崎駅から至近というロケーションや、市のフランチャイズオーケストラの公演を活かすことにより、全国的にも屈指のコンサートホールとしての地位を確立してきました。

平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、ミュージア川崎シンフォニーホールが持つ「高い評価を得てきた優れた音響性能」の活用とホールを本拠地とするオーケストラとの協働等による、創造発信型の事業を展開し、市民等に鑑賞する機会を提供してまいります。

また、地域で活動する団体など市民の晴れの舞台としてホールを活用し、「音楽のまち・かわさき」の裾野の拡大を図っていきます。

○アートセンター

川崎市における新たな文化芸術の拠点として、文化芸術の創造と発信及び交流を促進するとともに、文化芸術の鑑賞の機会を提供し、市民の文化芸術の発展に寄与するため、平成19年10月に開館しました。

開館から6年目を迎え、小劇場と映像館を備える特徴のある文化施設として、小田急線「新百合ヶ丘駅」周辺に立地している昭和音楽大学、日本映画大学、麻生市民館などの文化芸術資源とのネットワークを図り、多様な公演やアート講座等による人材発掘などに取り組んでいます。新百合ヶ丘周辺は芸術のまちとして、多様な文化資源のほか、「KAWASAKI しんゆり映画祭」や「麻生音楽祭」、「川崎・しんゆり芸術祭」などの多彩な芸術イベントが市民の主体で行われ、街全体が賑わいを見せています。アートセンターはこうした地域の貴重な資源・取組をさらに発展させ、本市の文化芸術のまちづくりの拠点として、運営を進めていきます。

○市民ミュージアム

市民ミュージアムは、「都市と人間」という基本テーマを掲げて昭和63年11月に開館した博物館と美術館の複合文化施設です。

川崎の成り立ちと歩みを考古、歴史、民俗などの豊富な資料で紹介する博物館。

川崎ゆかりの作品のみならず、都市に集まる人々の刺激から生み出されたポスター、写真、漫画、映画、ビデオなど、近現代の表現を中心に紹介する美術館。

こうした2つの側面から収集された多彩なコレクションと、独自性のある企画を館の特色として活動を続けています。

基本テーマに基づき、常設・企画展や映像の定期上映を始めとして、コンサートやパフォーマンス、講座やワークショップなど様々な事業を展開しています。さらに地域の方々の文化芸術活動に利用していただくために、ギャラリースペースや研修室など施設の貸出しも行っています。

市民ミュージアムは、多くの方々が多様な文化芸術にふれ、新たな発見をし、楽しみ、交流する文化芸術の場です。

○岡本太郎美術館

川崎市岡本太郎美術館は、川崎市ゆかりの芸術家・岡本太郎氏から寄贈された約1,800点の美術作品及び資料をコレクションの中心として、岡本太郎の両親である漫画家・一平、小説家・かの子の、生涯に渡る芸術活動の遍歴と芸術性を顕彰する美術館として、緑豊かな生田緑地に平成11年10月開館しました。

芸術作品や著作、パフォーマンスなど、美術の枠をこえた幅広い活動や思想的な背景など、多面体と称される岡本太郎の軌跡を肌で感じることできる常設展示室と、太郎の芸術理念に基づき、分野をこえた新しい芸術の可能性を模索する場として、様々な展示に対応できる企画展示室を持ち、館外には高さ30mのシンボルタワー「母の塔」がそびえます。

美術館では、岡本太郎芸術に関連する常設展・テーマ展の他、太郎の意思を受け継ぐ若手新人アーティストの作品を紹介する岡本太郎現代芸術賞（通称・TARO賞）展や、子どもの創造性を高める参加型展覧会など、幅広いジャンルの企画展を年3～4回行います。

さらに、単なる芸術鑑賞の場にとどまることなく、展覧会のイベントを含むワークショップや市内教育施設と連携したイベント、教材の貸し出しなど、誰もが気軽に芸術に親しめるための活動も行っています。

○藤子・F・不二雄ミュージアム

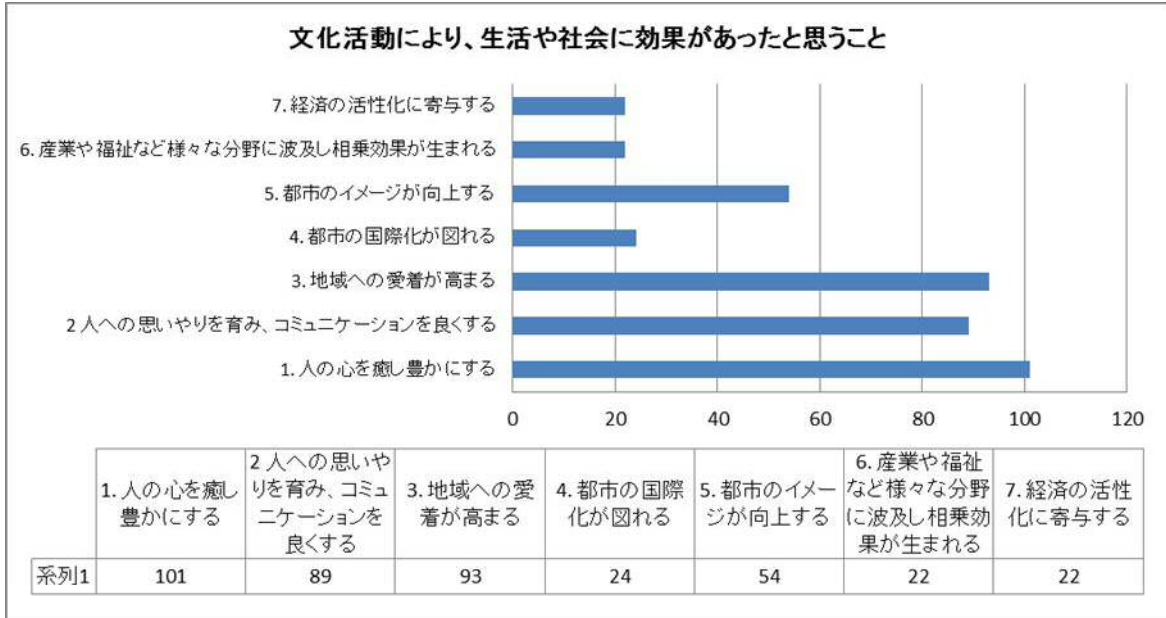
藤子・F・不二雄ミュージアムは、長年多摩区に住み、「ドラえもん」「パーマン」など多くの名作を生み出した川崎市ゆかりのまんが家藤子・F・不二雄氏の作品の展示等を通じて、子どもたちの夢と希望を育み、作品に込められた「夢」「希望」「友情」「勇気」「大いなる好奇心」「人を愛する優しい気持ち」などのメッセージを、全国・世界の人々に、また世代を越えて伝えることにより、市民の文化芸術活動の振興及び市の魅力の増進に寄与するため、市の文化施設として平成23年9月3日に開館しました。

運営は、民間活力を活用し市民サービス向上等を図るため指定管理者制度を導入し、現在は㈱藤子ミュージアムが指定管理者として運営を行っています。

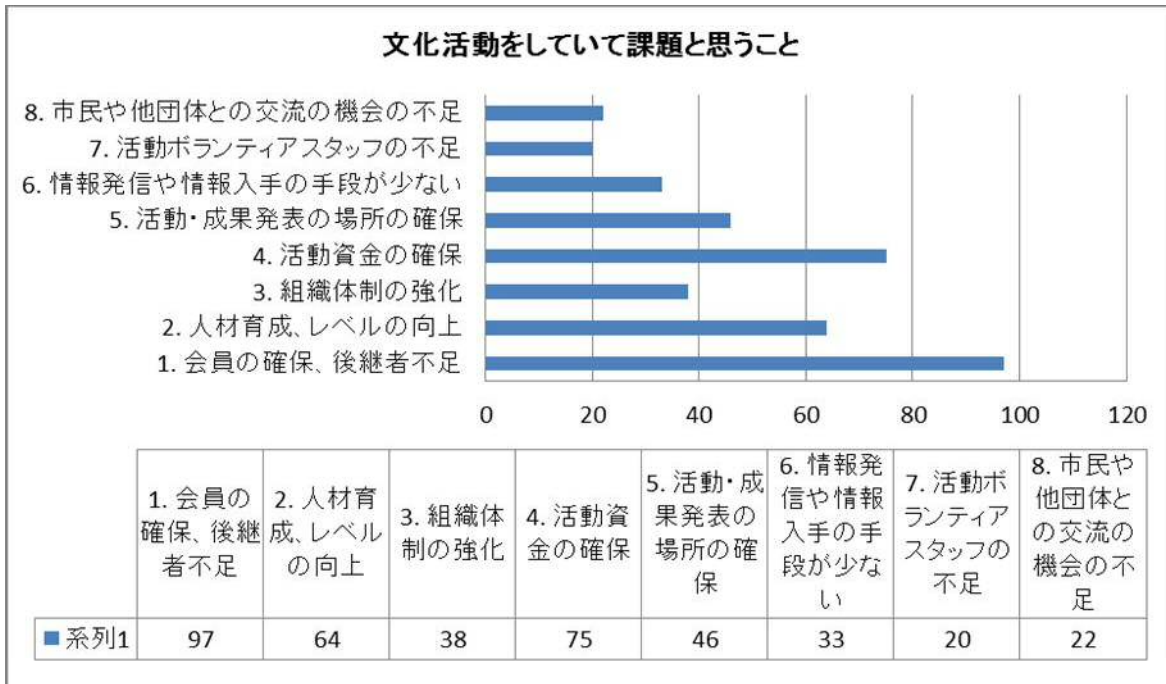
川崎市では、ミュージアムを市の新たな魅力発信拠点と位置付け、全国・世界に人気のある藤子・F・不二雄氏のキャラクターを有するという大きな魅力を持つミュージアムの特徴を活かした情報発信を行うとともに、ミュージアムの立地する生田緑地を含む周辺地域のまちづくりを意識した景観整備や利便性・安全性・回遊性の向上など、まち全体の魅力と価値の向上を目指した周辺基盤整備を実施してきました。今後もミュージアム自体の魅力の向上を図るとともに、地域との連携を進め、市の魅力発信拠点として取り組みを進めます。

(2) アンケートの結果

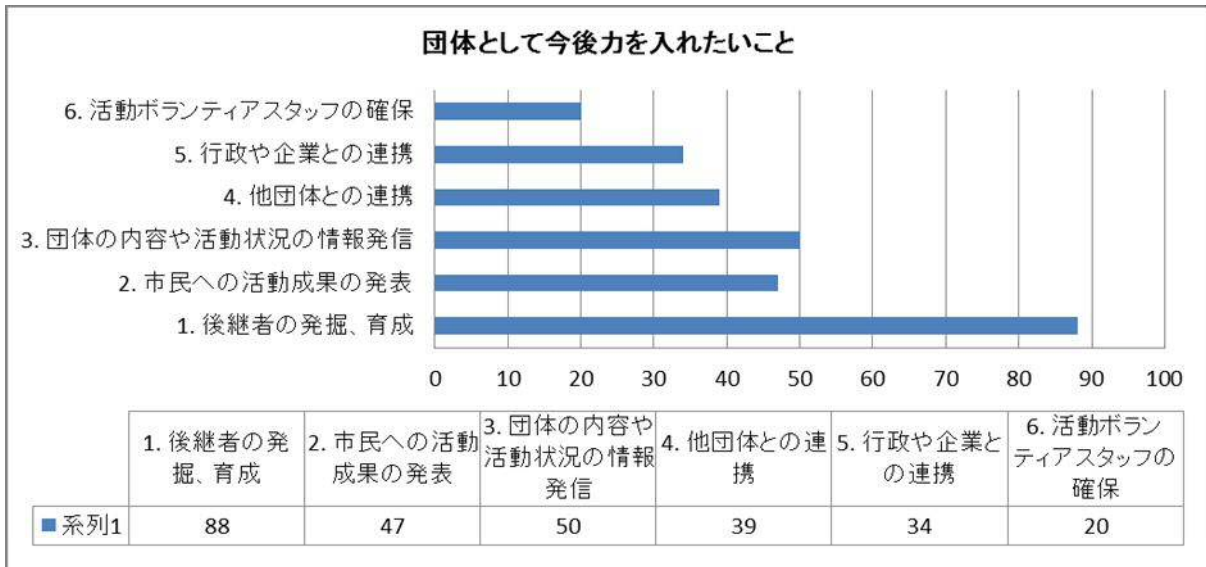
問1 これまで文化活動に取り組んでこられた中で、市民の生活や社会にどのような成果があったと思われますか。(あてはまるものすべてに○)



問2 普段文化活動をしていて、課題に思うことはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)



問3 あなたは、あなたの団体がこれから文化活動をしていくにあたって、力を入れていきたいことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



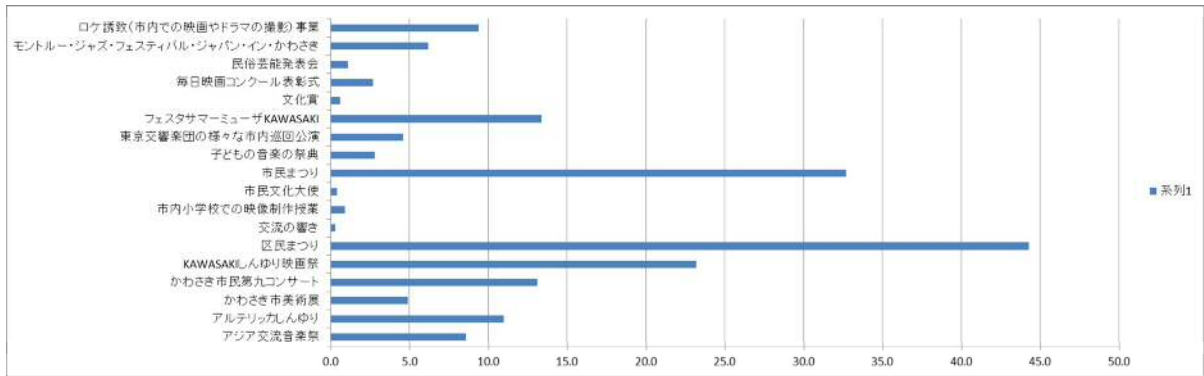
2 平成25年度市民アンケート実施結果

第2期「川崎市文化芸術振興計画」を改定するにあたり、平成20年3月の計画策定からこれまでの「文化芸術の振興」と「文化芸術を活かしたまちづくり」の取組についての市民の意識調査を行いました。

「川崎市の文化事業、文化施設」の認知度、これまでの取組結果に対する印象、今後力を入れてほしいこと、市民の文化芸術活動状況、「音楽によるまちづくり」への印象など把握することで、第2期計画への反映及び今後の事業実施についての参考としました。

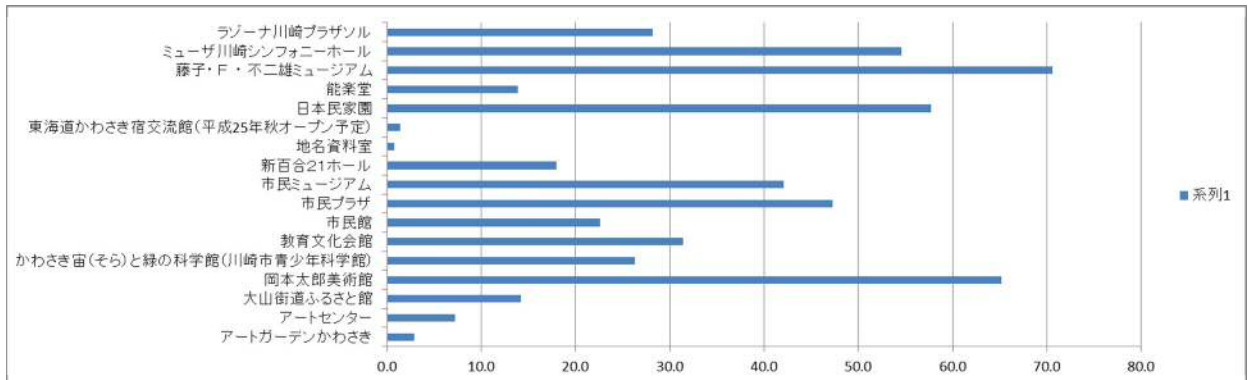
問 あなたは、次の川崎市の文化関係事業を知っていますか。(あてはまるもの全てに○)

【図1】



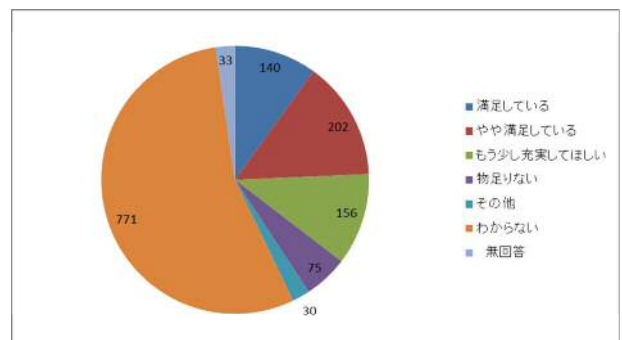
問 あなたは、次の川崎市の文化関係施設を知っていますか。(あてはまるもの全てに○)

【図2】



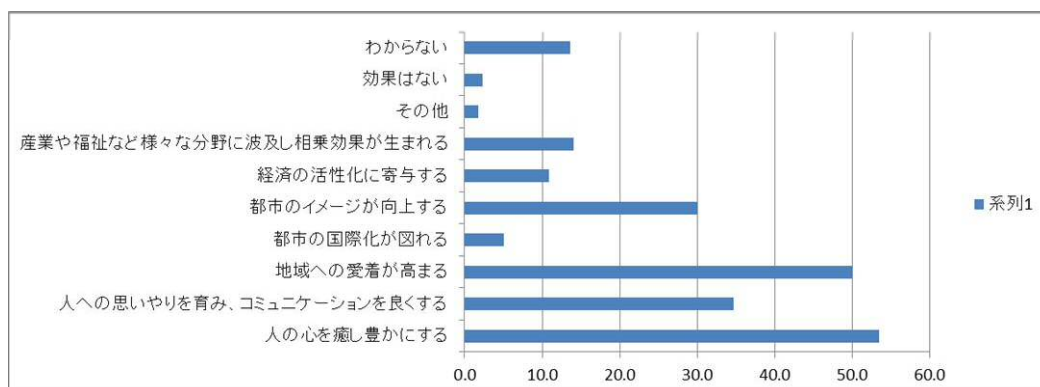
問 あなたは、川崎市が行っている文化関係事業や文化関係施設の管理運営などの文化・芸術に対する取組について、満足していますか。(○は1つだけ)

【図3】



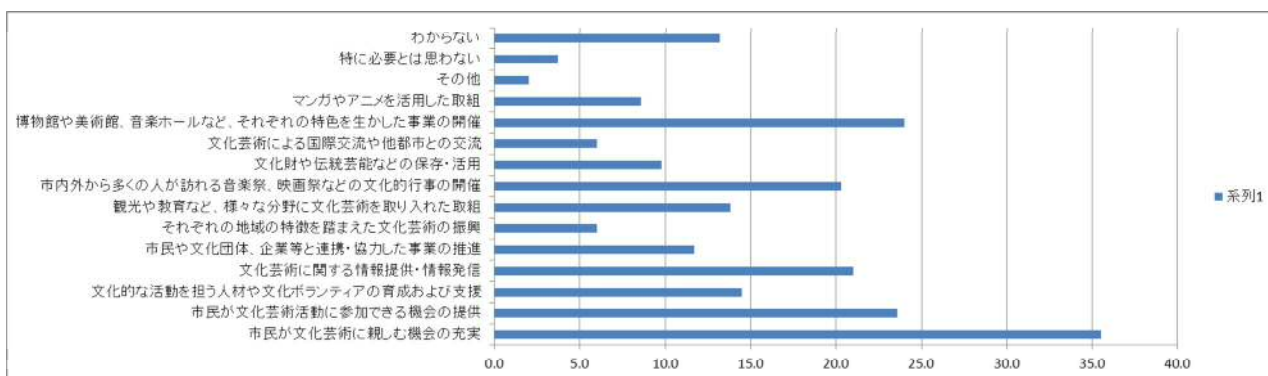
問 様々な文化関係事業が行われたり文化関係施設で市民が活動したりすることで、あなたは、生活や社会にどのような効果があると思いますか。(あてはまるもの3つ)

【図4】



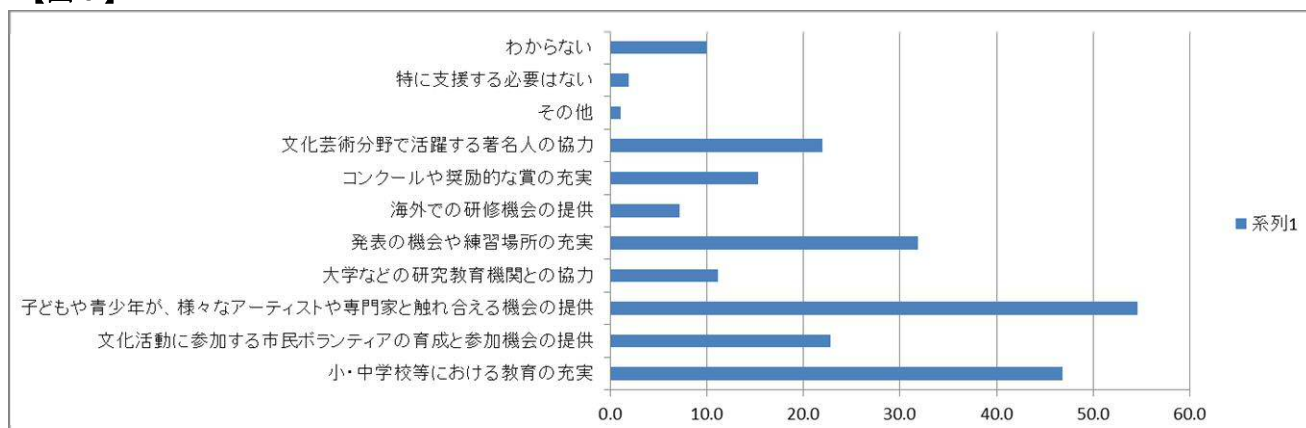
問 あなたは、今後、文化芸術を振興していくために、川崎市において特にどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

【図5】



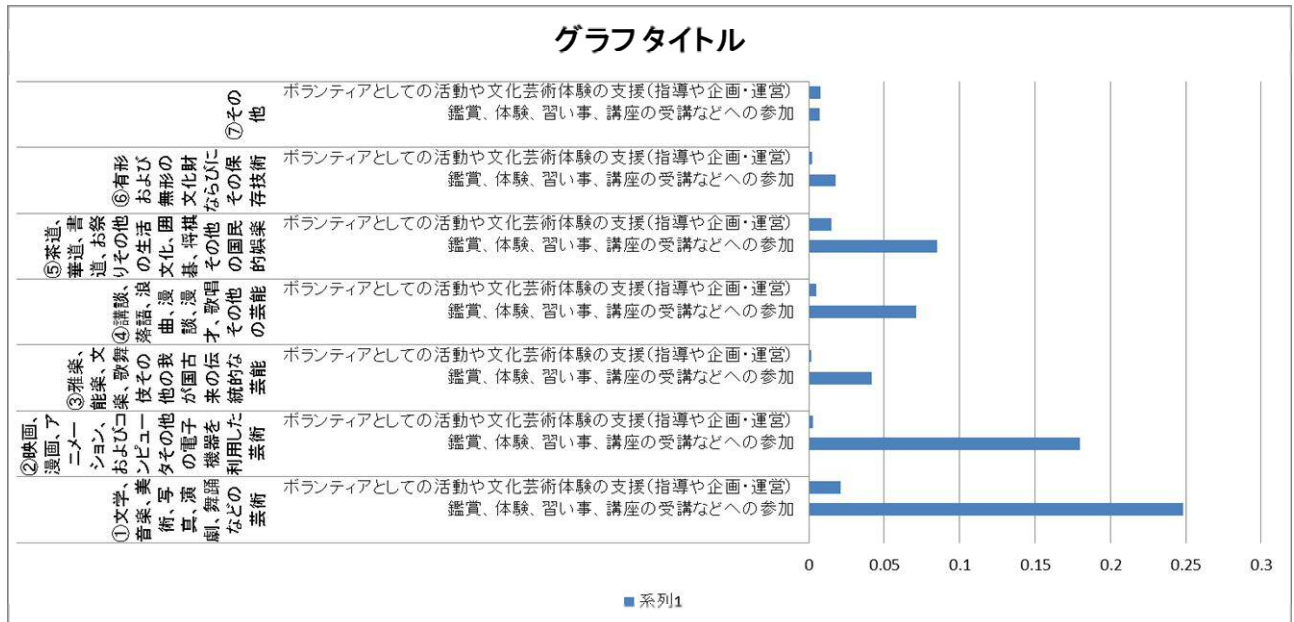
問 あなたは、芸術家や文化にかかわる人などを育てたり、支援するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

【図6】



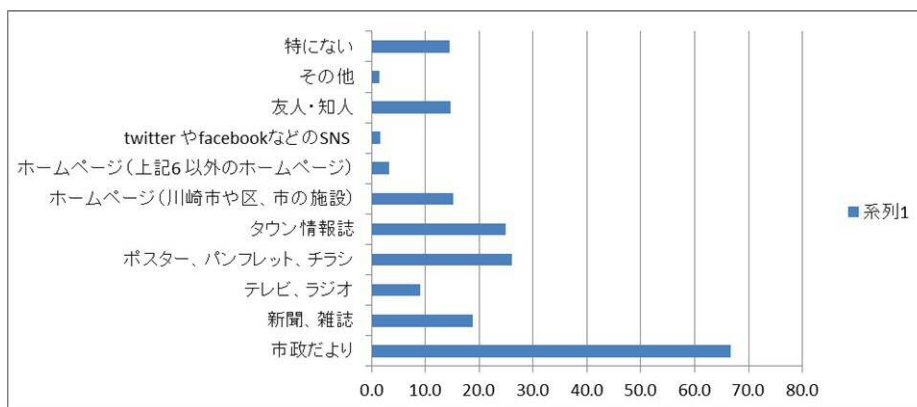
問 あなたは、この1年間に、下記の文化・芸術の分野で「鑑賞、体験、習い事、講座の受講などへの参加」や「ボランティアとしての活動」や「文化芸術体験の支援」など、文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。それぞれについて、あてはまるものをお選びください。(あてはまるもの全てに○)

【図7】



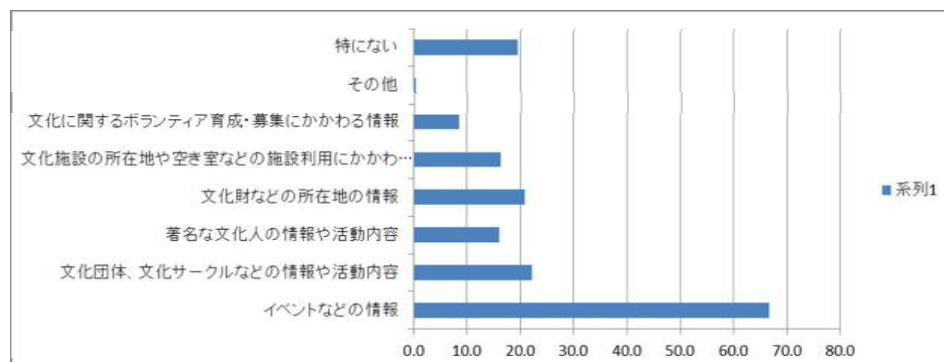
問 あなたは、川崎市内の文化に関する情報を主に何で得ていますか。(あてはまるもの全てに○)

【図8】



問 あなたは、川崎市内の文化に関するどんな情報を知りたいですか。(あてはまるもの全てに○)

【図9】



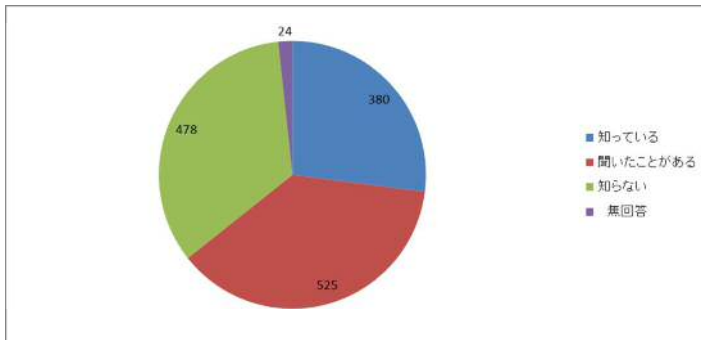
問 あなたは、「音楽のまち・かわさき」の取組を知っていますか。(〇は1つだけ)

【図10】参照

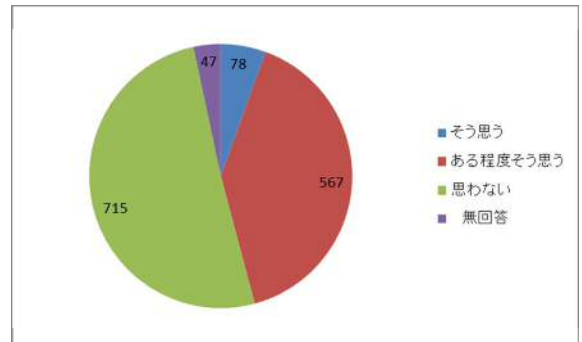
問 あなたは、「音楽のまち・かわさき」の取組により、「音楽のまち・かわさき」のイメージが市民に定着してきたと思いますか。(〇は1つだけ)

【図11】参照

【図10】

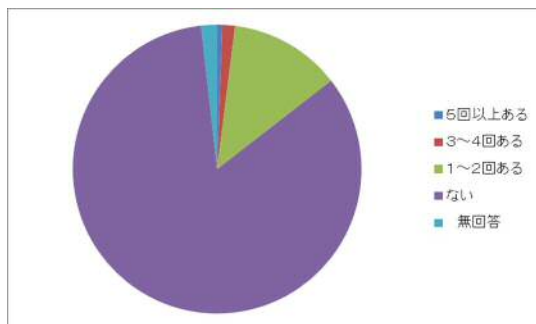


【図11】



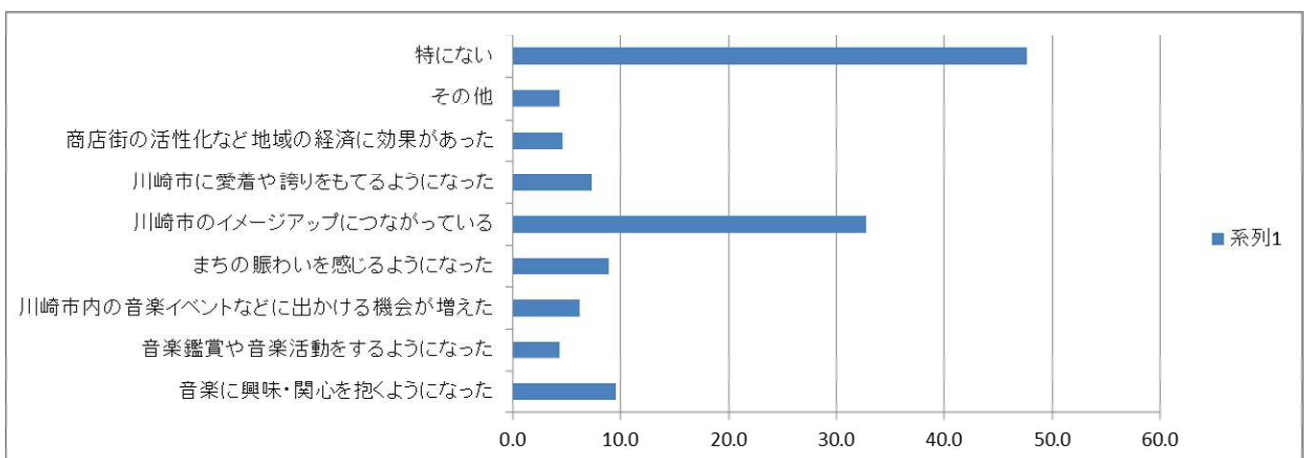
問 あなたは、この1年間に市内で開催された音楽イベントに参加したことがありますか。(〇は1つだけ)

【図12】



問 あなたは、「音楽のまち・かわさき」の取組について、どのようなことにお感じになりましたか？(あてはまるもの全てに〇)

【図13】



3 川崎市文化芸術振興会議委員名簿

平成25年10月1日現在
(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
イグチ マオ 猪口 益男	市民委員	平成23年10月1日～
イワノ コウタロウ 岩森 耕太郎	川崎商工会議所 理事・事務局長	平成21年5月15日～
イノエ エミコ ○ 垣内 恵美子△	政策研究大学院大学 教授	平成18年11月1日～
イヅミ ヤスユウ △ ◎ 澤井 安勇 △	元帝京大学 経済学部客員教授	平成17年10月1日～
シロタニ マサル 城谷 護	元川崎市総合文化団体連絡会 理事長	平成21年5月15日～
タカダ トシユキ 高田 敏行	市民委員	平成23年10月1日～
ノノタ エリ 野畑 百合	洗足学園音楽大学 名誉教授	平成17年10月1日～
ハヤシ ヨコ 林 容子 △	尚美学園大学 芸術情報学部准教授	平成17年10月1日～
ワタナベ トシゲ 渡辺 豊重	造形作家 (彫刻・洋画)	平成17年10月1日～

任期：平成23年10月1日～平成26年9月30日

◎=会長 ○=副会長 △=部会委員

4 川崎市文化芸術振興条例

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣けいなどにおける人の往来と営みの中でその文化を育はぐくんできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育はぐくみ、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育はぐくまれてきた多様な特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(市民及び企業の役割)

第4条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(文化芸術振興施策)

第5条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の施策への文化的視点)

第6条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術振興計画)

第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化アセスメント)

第8条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価(以下「文化アセスメント」という。)を受けなければならない。

2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。

3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。

4 市長は、振興計画の変更に当たっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

(文化芸術振興会議)

第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、規則で定める日から施行する。

5 川崎市文化芸術振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第9条第6項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市文化芸術振興計画

2014年（平成26年）3月

問い合わせ先

川崎市市民・こども局市民文化室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2029 FAX044-200-3248


メール : 25bunka@city.kawasaki.jp

裏表紙

第2期文化芸術振興計画策定

資料 5

今後のスケジュール

	平成25年度												平成26年度	平成27年度	平成28年度以降	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
関係者との調整		5/28 文化芸術振興会議		7/3 文化芸術振興会議				11/22 文化芸術振興会議			2/中旬 文化芸術振興会議					
庁内調整		5/2 文化芸術振興計画策定委員会	6/4 文化芸術振興計画策定委員会		8/30 文化芸術振興計画策定委員会		10/31 文化芸術振興計画策定委員会		12/6 政策調整会議		2/中旬 2/24 文化芸術振興計画策定委員会 政策調整会議		 庁内推進体制による計画進捗管理及び連絡調整体制			
市民意見等手続 (パブリックコメント等)				7/26	8/16				12/18	1/20						
議会対応				7/31 市民委員会					12/12 市民委員会			3/12~14 市民委員会				
報道対応									12/17 パブコメ報道提供			3月~4月 報道発表				

【計画の中間見直し想定】
H29~H30
計画進捗状況等検証
H30末
計画中間見直し